

資料 2

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（平成三十年四月）

日文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。（守秘義務及び利益相反）

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第十一条一に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第十一条二に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適

当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

(雑則)

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成三十年四月 日）から施行する。